

食品に関するリスクコミュニケーション における事前意見・質問について

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

食品安全行政の枠組みについて

健康食品について

リスクコミュニケーションについて

その他

	質問者	意見			質問の内容	回答
		テーマ番号	問番号			
1	行政関係者		1	【1】意見交換のテーマとして取り上げさせていただきますには	食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置、リスクアナリシスの考え方等について、まだ一般に認知されていないと思われる。さらなる徹底を図っていただきたい。	本日も、リスクアナリシスについて基調講演のテーマとさせていただきますましたが、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置などまだ新しい考え方が、単に事業者とか消費者にではなく日本国民全体に十分知られていないのが現状であると認識しています。リスク分析の考え方は、国民等が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることを目的としています。食品のリスクが0でないことは、少しずつ理解が広がっていると思われませんが、どのくらいの確率でどの程度の悪影響が起きるのか、つまり、リスクを科学的、中立・公正に評価した上で、リスクを可能な範囲でできる限り小さくするためにどのような管理措置を講じていくのかの選択が重要と考えております。管理措置を講じる際には関係者の意見交換、リスクコミュニケーションが欠かせません。本日のような意見交換会を通じて、知識の普及と関係者の意見交換を進めていきたいと考えています。
2	消費者		2		「食品安全モニター報告（16年2月分）をホームページで読むと、適切なメディアを通じて、Q&A・解説・後援会・意見交換会等を行っていく旨、述べられている。普遍的なのは新聞・週刊誌・TV・ラジオ等を通すことだが、それを食品安全委員会・厚労省・農水省等がまちまち展開するのではなく、共催で帯時間や短間隔で集中して意見広告・番組放映することで、アピール力、浸透力が増すと思う。鳥インフルエンザ・BSE・輸入食品の安全基準・・・等について、同時期にいろいろなメディアが同じ見解で取り上げることで、より効果的アピールが出来ると思う。	これまでも関係府省との連携によりリスクコミュニケーションに努めており、具体的には、鳥インフルエンザに関連して、関係府省と連名で「国民の皆様へ」のように国民への呼びかけや政府広報に努めてきたところです。今後も引き続き関係府省と連携しながらより効果的な広報活動をはじめリスクコミュニケーションを行ってまいります。
3	消費者		3		最近報道された朝日新聞（4月7日だと思われます。）の記事によると、BSE・鳥インフルエンザの対応で食品安全委員会は、農林水産省・厚生労働省との関係で受け身の指摘がございました。こうした記事等へのご意見と実際、牽制機能を発揮された事例があれば、お伺いしたいと思います	ご指摘の点については、昨年7月の食品安全基本法の施行にともないリスク評価とリスク管理との役割が明確にされたところであり、これまで食品安全委員会としてリスク評価機関としての取り組みを行ってまいりました。具体的には、BSEについては、本年2月からBSE問題全般について科学的な議論を開始し、鳥インフルエンザについては、食品安全委員会としての考え方の公表や鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性について評価を行い、その結果を関係府省に通知するなど主体的に取り組んでいます。

	質問者	意見			質問の内容	回答
		テーマ番号	問番号			
4	消費者		4		<p>食品安全条例を制定される都県が増え始めています。栃木県として、食品安全確保指針以降の進め方と条例化について、考え方をお聞かせ頂きたいと思っております。</p>	<p>平成16年3月に策定した「とちぎ食品安全確保指針」に基づき、本県における食品の安全確保に関する施策の総合的な推進に努めることを基本としております。平成16年度は、この指針に基づき、行政、生産者、営業者及び消費者の今後3年間に進める施策や事業等の取組について数値目標等を示した行動計画を策定し、その進行管理及び評価を行ってまいります。「食品安全条例」の制定については、食品安全確保施策の一つとして今後、検討していく予定です。</p>
6	食品等事業者		1	【ご質問に関する見解の交換の場として、ご意見を交換させていただきます】	<p>健康食品といっても、幅広すぎて、その上商品もピンキリ、いかがわしいものも多いが、どのように捉えているのか、線引きはどうするつもりが詳しく伺いたい。</p>	<p>「健康食品」ということばは、法令上定義されているものでなく、一般に、「健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの」を総称するものとして利用されているようです。</p> <p>この「健康食品」のうち、消費者の適切な選択に資するよう、国がその安全性・有効性を確認した「保健機能食品制度」が平成13年度から施行されています。さらに、健康保持増進効果に関する虚偽誇大表示を禁止するため、昨年法改正を行ったところであり、この規定を適切に運用して参りたいと考えています。</p>
5	食品等事業者		2		<p>現行では薬事法、食品衛生法、健康増進法、景表法、JAS法の5つの法律で規制されています。リスク回避のためには、最適な表示の見本を多数提示する必要が、行政にはあると考えています。「健康食品」の制度のあり方検討会での議論も未知な面もあり、早急な規制の一本化が望まれます。</p>	<p>ご指摘の通り、現在のところ食品の表示を規定している法律が複数あります。</p> <p>消費者の立場に立って分かりやすい食品表示を実現していくことは重要であると認識しており、関係省が連携して「食品の表示に関する共同会議」を設置し、分かりやすい食品表示のあり方も含め、食品の表示基準全般についての調査審議をお願いしているところです。</p> <p>「健康食品」に係る制度のあり方検討会においても、同様に消費者への適切な情報提供を図る観点から検討が行われています。</p>
7	行政関係者		1	【ご質問に関する見解の交換の場として、ご意見を交換させていただきます】	<p>BSEや鳥インフルエンザの発生時、畜産現場では様々な風評被害が拡大した。消費者の不安をあおるような一方的な報道には問題があり、関係者の冷静な判断と対応が重要と思われる。</p>	<p>この問題についてはいろいろな場所で議論されており、報道を規制すればよいというような単純なことではありません。社会に警笛をならすというマスコミの役割にも関係しており、引き続き検討が必要であると考えられています。受け手側でも、報道が何を伝えようとしているのか、誇張されすぎているようなことはないのか、その背景も含めて考え、正しく理解する習慣を身につけることが重要です。</p>
8	消費者		2		<p>“リスクコミュニケーション”という概念が比較的新しいのでやむを得ない部分もあるが、もう少し理解しやすい言葉にできないか、せつかくの取組も、一般消費者にとってはまず入り口でつまずいてしまい、関心を寄せる上での障害となっているのではないか。</p>	<p>リスクコミュニケーションとは、「リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。」とされています。なかなかうまい日本語がないのですが、「情報や意見を相互に交換する」というイメージをお持ちいただければと考えます。</p>

	質問者	意見		質問の内容	回答
		テーマ番号	問番号		
9	消費者		3	<p>食品安全委員会の平成16年と運営計画にありますように、基本的事項のフォローアップを5年1月頃されると記載されています。リスクコミュニケーションは、基本法の第13条にありますように、「国と地方公共団体のリスクコミュニケーション手法」の一層の充実が求められていると考えます。どのようにお考えですか。県としての考え方も、お尋ねしたいと思います。</p>	<p><国としての考え方> これまでもリスクコミュニケーションの一環として、関係行政機関と連携し全国各地でリスク分析手法を中心に様々な意見交換会等を開催してまいりました。今年度もリスク分析手法のほか、国民の関心の高いテーマなどについて意見交換会等を実施し、効果的なリスクコミュニケーションに努めてまいります。なお、リスクコミュニケーションの在り方等を検討しているリスクコミュニケーション専門調査会において、近く、「我が国のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮称）」が取りまとめられる予定であり、これに基づいてリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。</p> <p><県としての考え方> 「とちぎ食品安全確保指針」では、消費者及び食品関連事業者との相互理解の下、それぞれの役割を十分に活かした食品安全確保のための協働システムの構築を重点目標に定めています。リスクコミュニケーションについては、「県民の意見を施策に反映させる取組」として「タウンミーティング」の開催や「食品安全推進懇話会」の設置等を行い、本県の食品安全行政の総合的かつ効果的な推進に努めることとしております。</p>
10	行政関係者		1	<p>食品について、例えばほうれん草などについてまでICチップ等の利用を考えているのか。また、それを消費者が望んでいるのか。さらにその費用負担まで求めることに理解は得られるのか、等についてコメントいただければと思う。</p>	<p>トレーサビリティには 法律で義務とされている牛トレーサビリティ制度、食品衛生法による関係事業者の記録・保管の努力義務、 任意で行う生産情報公表JAS、そして 生産者、事業者が自主的に取り組む食品のトレーサビリティシステムがあります。</p> <p>食品のトレーサビリティは、食品の安全性に関する問題が生じた際の原因究明や、問題食品の追跡・回収を容易にするとともに、生産・流通の過程を明らかにすることにより食品の安全性や品質、表示に対する消費者の信頼確保に資するものです。</p> <p>ICチップは、情報の読み書きを無線で瞬時に行うため、将来的には非常に有望な情報伝達手段ですが、現時点では高価であること、現在一般的に使用されているバーコードや2次元コード等の安価なシステムもあることから、コストと効果を考えて取り組めばよいと考えています。</p> <p>また、トレーサビリティは自主的な取組であり、消費者が求めている情報や生産者が伝えたい情報を伝えることが大切です。</p> <p>コスト負担についても消費者を含めた幅広い関係者の理解の醸成が得られ、最終的には市場の中で評価され、それぞれが応分のコストを負担していくことが望ましいと考えます。</p>
11	消費者		2	<p>農薬など諸外国の基準が複数ある場合、それらの基準値を採用される場合、より厳しい基準をとっている国の基準を採用して頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>食品中の残留農薬等については、平成18年5月までに、残留基準が設定されていない農薬等の残留する食品の流通を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制を導入することとしており、このために暫定基準を設定する作業を進めております。この暫定基準の設定にあたっては、国民の健康の保護や、不要な貿易障害の回避等の観点から、我が国の農薬取締法に基づく登録残留基準やコーデックス委員会の設定する国際基準のほか、国際基準が設定されていない場合は、国際的な専門家会議（JMPR等）で、科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定している米国、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランドの5ヶ国（地域）の基準を参考にしております。これら外国の基準を参考にする場合、より厳しい基準をとっている国の基準を採用してもらいたいとの要望ですが、これらの国々では科学的な評価に基づき安全確保の観点から基準が設けられていること、不要な貿易障害となることは回避すべきと考えられることなどから、平均値をとることが適当であると考えています。</p>